

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長 (国12)(所得税:外) 【新設 延長 拡充】	
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>総合特別区域法第55条に基づき、地域活性化総合特区内で、社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除額:取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額 ・会社指定の期限:平成26年3月31日 ・適用期間:会社指定の日から3年間 <p><要望内容></p> <p>租税特別措置法第41条の19において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p>	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象事業の追加)	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>6. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑦ 総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展 ・各特区内における企業への出資額の増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 23 年度の制度創設次以降実績はない。 平成 25 年度以降については、地域活性化総合特区全体で 10 社において適用があると想定。 1 社あたり 10 人からの投資と考え年間 100 人の適用を見込む。</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度減収額（実績） なし 平成 25 年度減収額（見込） 0 平成 26 年度減収額（見込） 21 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度） 平成 23 年 12 月に第 1 次指定として地域活性化総合特区が指定されてから、平成 24 年度までの実績はなかった。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度） 10 の地域活性化総合特区において活用を検討しているものの、現時点では実施していないため、目標は未達成である。 10 特区において適用した場合、特区における取組が進むことで特区計画の目標達成に寄与し、地域を活性化させることにつながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度） 今後の活用を検討している 10 特区において、計画の目標値を達成できなくなる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度） 所得税の軽減措置を呼び水として中小企業が資金を調達しやすくなることにより、中小企業における民間投資が活発となり、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業における資金確保を促進させるには、個人が中小企業に対し投資をする際のインセンティブを設けることが重要であり、そのためには租税の特別措置を講じることが最も効果的であると考えます。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第 5 条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月